



道路法違反の樹木除去を行政代執行

南河内郡河南町は、河南町大宝3丁目の宅地から道路にはみ出している樹木が道路法第43条に違反することから、行政代執行法の規定に基づき、除却義務者である土地所有者に代わり、道路管理者として除却することとしました。

■概要

令和3年5月に、地域住民から樹木が繁茂して道路の見通しが悪く、通行に危険であると町へ苦情がありました。その後、度重なる道路法に基づく行政指導に加え、道路法第71条の規定に基づく違反樹木の除却命令を発するなど、自主的な是正を促してきましたが、是正されないまま現在に至ります。

町では、違反樹木をこのまま放置することは著しく公益に反すると認められるため、行政代執行法の規定に基づき、除却することとしました。なお、行政代執行の費用は、行政代執行法第2条の規定に基づき、義務者である土地所有者から徴収します。

■場所

河南町大宝3丁目12番15号先

■時期

令和6年2月26日(月)から同年3月1日(金)までのうち、2日間程度で実施予定。

■代執行に要する費用

約20万円 ※この費用は変動することがある。

【本件に対する問い合わせ】

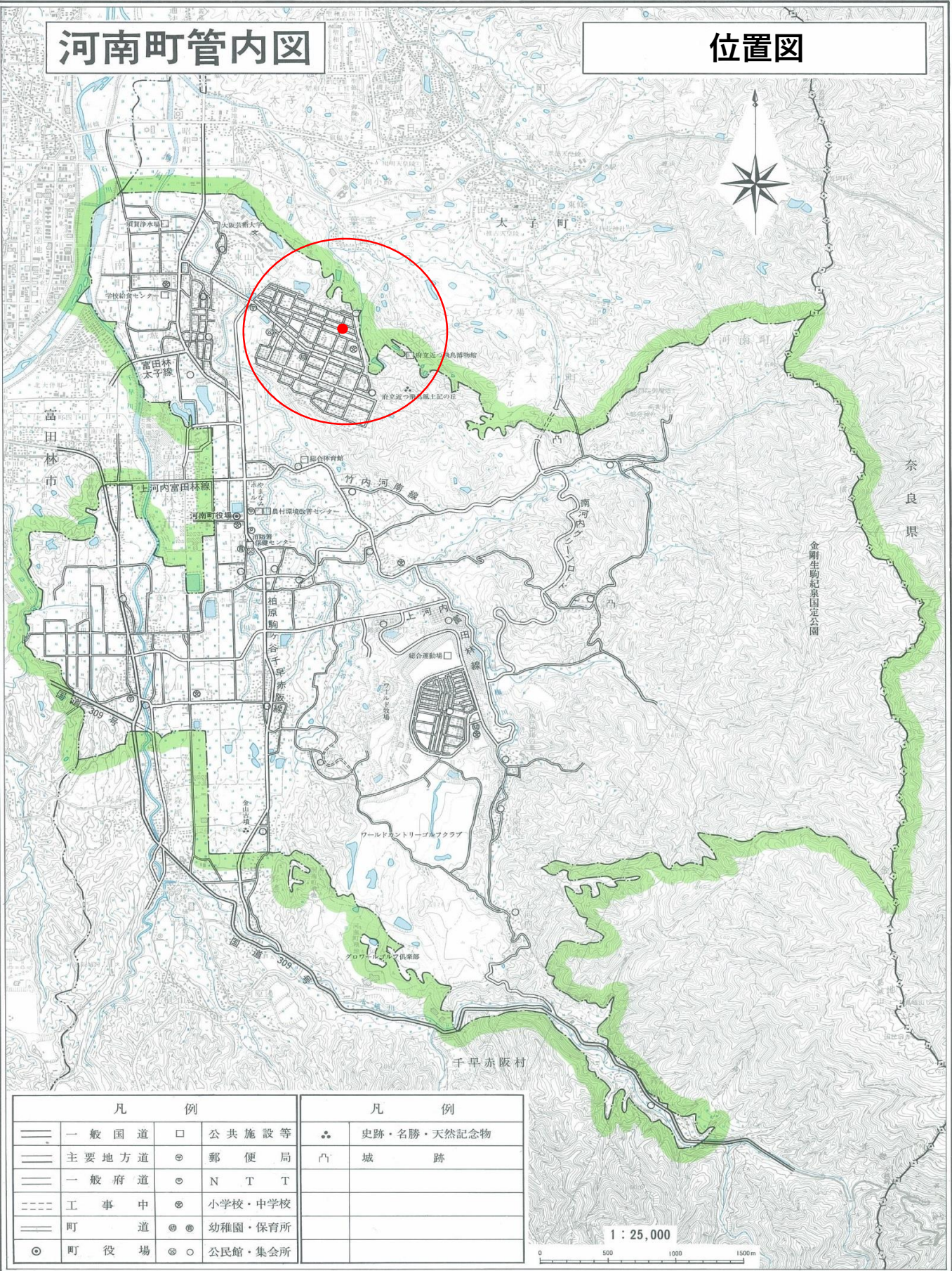
〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 まち創造部 地域整備課

TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

担当者:藪本 メールアドレス:seibi@town.kanan.osaka.jp

河南町管内図

位置図



凡 例		凡 例	
—	一般国道	□	公共施設等
—	主要地方道	⊙	郵便局
—	一般府道	⊙	N T T
---	工事中	⊙	小学校・中学校
—	町道	⊙	幼稚園・保育所
⊙	町役場	⊙	公民館・集会所

凡 例	
⦿	史跡・名勝・天然記念物
凸	城跡

1 : 25,000
0 500 1000 1500m

支障木撤去範囲図 別添図面 (縮尺: Free)

